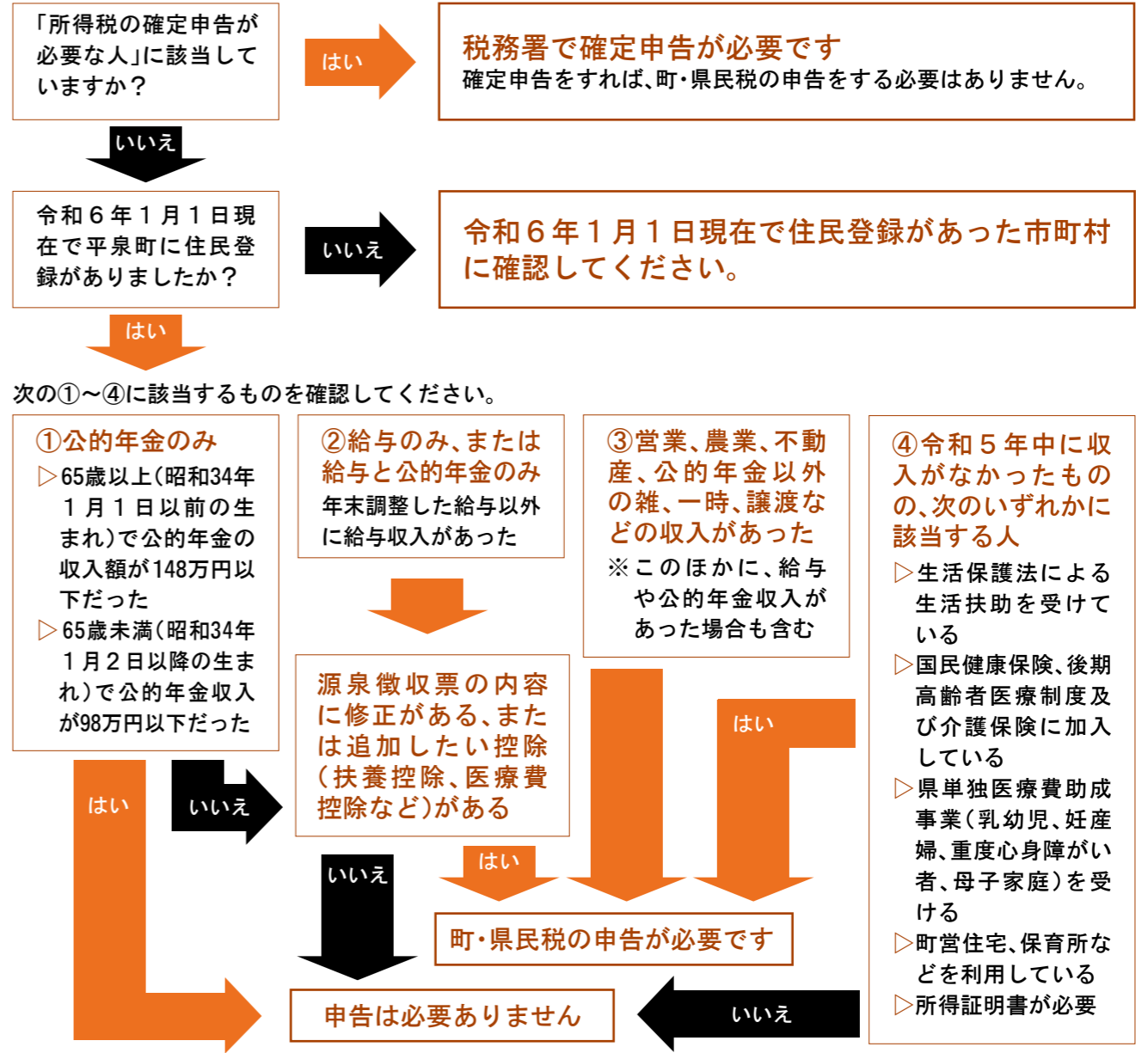


税の申告が始まります

町・県民税の申告と所得税確定申告の時期を迎えます。申告は納税者が前年1年間の所得を計算し、3月15日(金)までに記入して提出するものです。申告と納税は正しくお早めに。
 ■問い合わせ先…税務課 ☎46-5563

■確定申告、町・県民税申告が必要か確認してみましょう



- 申告に必要なもの
- ① 申告書用紙(なくても対応可能)
- ② マイナンバー(個人番号)と本人確認ができる書類
- ③ 申告者本人の預金金融機関名と口座番号(所得税の確定申告になる場合もあるため)
- ④ 所得の内訳が分かる資料
 - ▽ 給与や年金収入がある人は、給与所得または公的年金などの源泉徴収票
 - ▽ 個人年金などを受け取っている人は、その支払調書
 - ▽ 生命保険や損害保険を受けた人は、その支払調書
 - ▽ 農業、営業、不動産所得の収入がある人は、所得計算に必要な資料(帳簿、領収書など)
- ⑤ 所得控除の内訳が分かる資料
 - ▽ 国民健康保険税などの領収書、農業者年金・介護保険料などの支払いを証明するもの、社会保険料(国民年金保険料控除証明書)



■自宅確定申告ができます

スマートフォンなどから、e-Tax(電子申告)を利用することで、自宅でも確定申告ができます。詳しくは、国税庁のホームページを確認してください。



国税庁ホームページ

《申告の日程と場所》

申告の日程は下記の一覧の通りです。例年、申告会場は混雑するため、税務署が開設する申告書作成会場なども利用してください。

予備日の2日間は例年大変混雑するため、正午までの受け付けとなります。ご注意ください。

■申告会場…役場2階201会議室

■受付時間…8:30～12:00、13:00～15:30

日程	対象	日程	対象	日程	対象
2月6日(火)	肉・乳用牛生産者	20日(火)	6区	5日(火)	15区
7日(水)		21日(水)	7区	6日(水)	16区
8日(木)		22日(木)	8区	7日(木)	17区
9日(金)		26日(月)	9区	8日(金)	18区
13日(火)	1区	27日(火)	10区	11日(月)	19区
14日(水)	2区	28日(水)	11区	12日(火)	20区
15日(木)	3区	29日(木)	12区	13日(水)	21区
16日(金)	4区	3月1日(金)	13区	14日(木)	予備日 (正午まで受け付け)
19日(月)	5区	4日(月)	14区	15日(金)	

- 一閑遊水地事業の補償費
- ▽ 公共事業のため土地などを譲渡した場合は、課税の特例の適用を受けることができます。
- ▽ 扶養されていた人が土地を譲渡した場合、合計所得金額(特別控除前)が一定の限度額を超えると、配偶者控除や扶養控除を受けていた人は、控除を受けられない場合があります。
- ▽ 配偶者控除または配偶者特別控除を受けていた人が土地を譲渡した場合、合計所得金額(特別控除前)が1000万円を超えると、この控除の適用を受けられません。

- 所得税の申告が必要な人
- ① 給与収入があり、次のいずれかに該当する人
 - ▽ 年末調整を受けていない給与収入がある
 - ▽ 年末調整した給与があり、医療費控除や社会保険料控除、住宅ローン控除を受けて還付申告したい
- ② 公的年金(障害年金や遺族年金は含まない)の収入があり、次のいずれかに該当する人
 - ▽ 公的年金の収入額が400万円を超える
 - ▽ 公的年金の収入額が400万円以下で、そのほか20万円を超える所得がある
 - ▽ 公的年金の収入額が400万円以下で、医療費控除や社会保険料控除を受けて還付申告したい
- ③ 営業、農業、不動産、雑、一時、譲渡所得など
 - ▽ 2カ所以上から給与収入があり、年末調整した給与以外の給与収入が20万円を超えた
 - ▽ 給与収入が2000万円を超えた
- ④ 年末調整した給与以外に20万円を超える所得がある(営業、農業、不動産、雑、一時、譲渡所得など)